

オンライン診療における緊急避妊薬の調剤の手順(イメージ)

患者	医療機関(医師)	薬局(薬剤師)
①対面診療の考慮		
②オンライン診療受診(医療機関への連絡) ・オンライン診療可能な医療機関へ連絡し、受診(受診前に、厚生労働省のホームページに公表される一覧に基づき希望薬局を選択)	③オンライン診療の実施 ④薬局の対応可否の確認 患者が選択した薬局に連絡し、対応可否を確認 ⑤(診療後)薬局へ処方箋情報の送付・情報提供 ・ファクシミリ等により薬局に処方箋情報を送付 (患者情報も併せて送付… 様式1) ・処方箋原本を薬局へ送付	
⑥患者が選択した薬局へ来局 ・来局の際に本人確認書類を提示		⑦調剤応需 ・本人確認を行い、事前送付された患者情報又は処方箋情報と相違ないか確認(様式2) ・必要に応じて処方内容の照会 ・調剤
⑨服用 ・薬局にて緊急避妊薬を服用		⑧服薬指導等 ・必要な服薬指導等を実施 ・3週間後の受診の必要性の説明(様式3)
⑪3週間後の受診	⑬診療(対面) ・お薬情報提供書の確認 ・妊娠していないことの確認、より確実な避妊法の指導 ※オンラインと別医療機関の可能性あり	⑩服用確認・処方医への情報提供 ・服用したことを医師へ情報提供(様式4) ⑪処方箋原本の受理 ・処方箋情報と相違ないか確認、保管 ⑫患者の情報の提供(⑬の医師の求めに応じて)